

横浜市商店街空き店舗活用事業奨励金交付要綱

制 定 平成 25 年 7 月 1 日 経商第 195 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 3 月 31 日 経商第 1700 号（局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、商店街の空き店舗解消及び商店会の組織強化を目的として交付する横浜市商店街空き店舗活用事業奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定める。
- 2 奨励金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域とする。
- (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
- ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づき設立された商店街団体
- イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された商店街団体
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された商店街団体及び前述の商店街団体に準ずる任意の商店街団体

（奨励金交付対象者）

- 第 3 条 奨励金交付対象者は、横浜市商店街空き店舗登録要領（平成 29 年 3 月 31 日 経商第 815 号。以下「空き店舗登録要領」という。）に沿って登録した空き店舗に、横浜市商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱第 6 条（令和 3 年 3 月 31 日 経商第 2980 号。以下「空き店舗活用事業補助金」という。）に基づき開業した事業者を当該商店会の会員として受け入れた商店会とする。
- 2 次の各号に該当する申請は、前項の規定にかかわらず、助成対象としない。
- (1) 「空き店舗活用事業補助金」に基づく補助金の交付を受けた商店会による申請
- (2) 過去 5 年以内に奨励金の交付を受けた登録店舗に基づく、商店会による申請

（奨励金の額）

- 第 4 条 奨励金の額は登録 1 件につき 2 万円とし、当該年度の予算の範囲以内で交付する。ただし、年度内の同一商店会に対する奨励金の上限は、5 件分（10 万円）までとする。

（奨励金交付申請）

- 第 5 条 前条の奨励金の交付を受けようとする商店会は、「空き店舗登録要領」に沿って登録した空き店舗で開業した日の翌日から起算して 90 日以内に、商店街空き店舗活用事業奨励金交付申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 商店街空き店舗活用事業奨励金交付請求書（第 2 号様式）
- (2) その他、市長が必要と認める書類

（奨励金交付の時期等）

- 第 6 条 市長は、前条に規定する商店街空き店舗活用事業奨励金交付請求書を受けた日から 30 日以内に奨励金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 7 条 奨励金交付申請を行った商店会が交付申請の取下げをしようとするときは、商店街空き店舗活用事業奨励金交付申請取下届出書（第 3 号様式。以下「取下届出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項による取下げがあったとき、既に奨励金の交付を受けた商店会に対して、交付済みの奨励金の返還を求めることができる。

(奨励金の返還等)

第8条 市長は、この要綱に違反した場合又は虚偽の申請により奨励金の交付を受けた場合、奨励金の交付を取り消すことができる。

2 前項の規定により取消しをした場合は、商店街空き店舗活用事業奨励金交付取消通知書（第4号様式）により、商店会に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しをした場合、期限を定めて、交付済みの奨励金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存期間)

第9条 奨励金の交付を受けた商店会は、奨励金交付申請に係る関係書類を奨励金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の第3条及び第4条は、平成29年度以降の新規登録に対し適用し、平成28年度までに登録されている空き店舗については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

商店街空き店舗活用事業奨励金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申 請 者 〳
住 所
商 店 会 名
役 職 名
ふ り が な
代 表 者 氏 名
(TEL)

商店街空き店舗活用事業奨励金の交付を受けたいので、横浜市商店街空き店舗活用事業奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、奨励金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市商店街空き店舗活用事業奨励金交付要綱を遵守します。

1 奨励金交付申請額

¥ _____ . -

2 添付書類

- （1）商店街空き店舗活用事業奨励金交付請求書（第2号様式）
- （2）その他、市長が必要と認める書類

商店街空き店舗活用事業奨励金交付請求書

(請求先)
横浜市 長

申請者 〳

住 所

商店会名

役 職 名

ふりがな

代表者氏名

(TEL)

印※

年 月 日に申請しました商店街空き店舗活用事業奨励金を請求します。

奨励金交付請求額 ¥ _____ . 一

補助金振込先金融機関

| | | | |
|-------------|-------|------------|--|
| 金融機関の名称 | | 支店等の名称 | |
| 銀 行 信用金庫 | | 支 店 出張所 | |
| 預金種別 | 普通 当座 | 口座番号 | |
| (フリガナ) | | | |
| 口座名義人 | | | |

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
 請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、
 下記に記名・押印をお願いします。

※ 請求書と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

商店会名 _____

代表者役職名 _____

代表者氏名 _____ 印

商店街空き店舗活用事業奨励金交付申請取下届出書

(届出先)
横 浜 市 長

申 請 者 〃
住 所
商 店 会 名
役 職 名
ふ り が な
代 表 者 氏 名
(TEL)

年 月 日をもって申請した商店街空き店舗活用事業奨励金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街空き店舗活用事業奨励金交付取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街空き店舗活用事業奨励金については、次の理由により奨励金決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :
T E L :
F A X :